



平成25年9月16日(月)

国土交通省関東地方整備局



高崎河川国道事務所

記者発表資料

台風18号に伴う降雨により 国道18号において通行止めを実施します。

台風18号に伴う降雨により規制雨量[※]に達したため、以下の区間において、通行止め（事前通行規制[※]）を実施します。

規制区間：国道18号

場 所：群馬県安中市松井田町横川
～長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢

延 長：約15.6km

規制開始：平成25年9月16日(月)
11時40分～

※高速道路・一般道の交通規制情報はこちらをご覧ください。

日本道路交通情報センター <http://www.jartic.or.jp/index.html>

※規制雨量

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、規制区間ごとに連続雨量（降り始めからの雨量を合計したものの）で定めています。

※事前通行規制

台風などの大雨の際にあらかじめ定めた規制雨量に達すると、道路利用者の安全を確保するため通行止めを行う事です。

※前回の事前通行規制は平成19年9月6日1:40～7日14:00に実施しています。

記者発表クラブ

刀水クラブ テレビ記者会

問合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所
住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000（代）

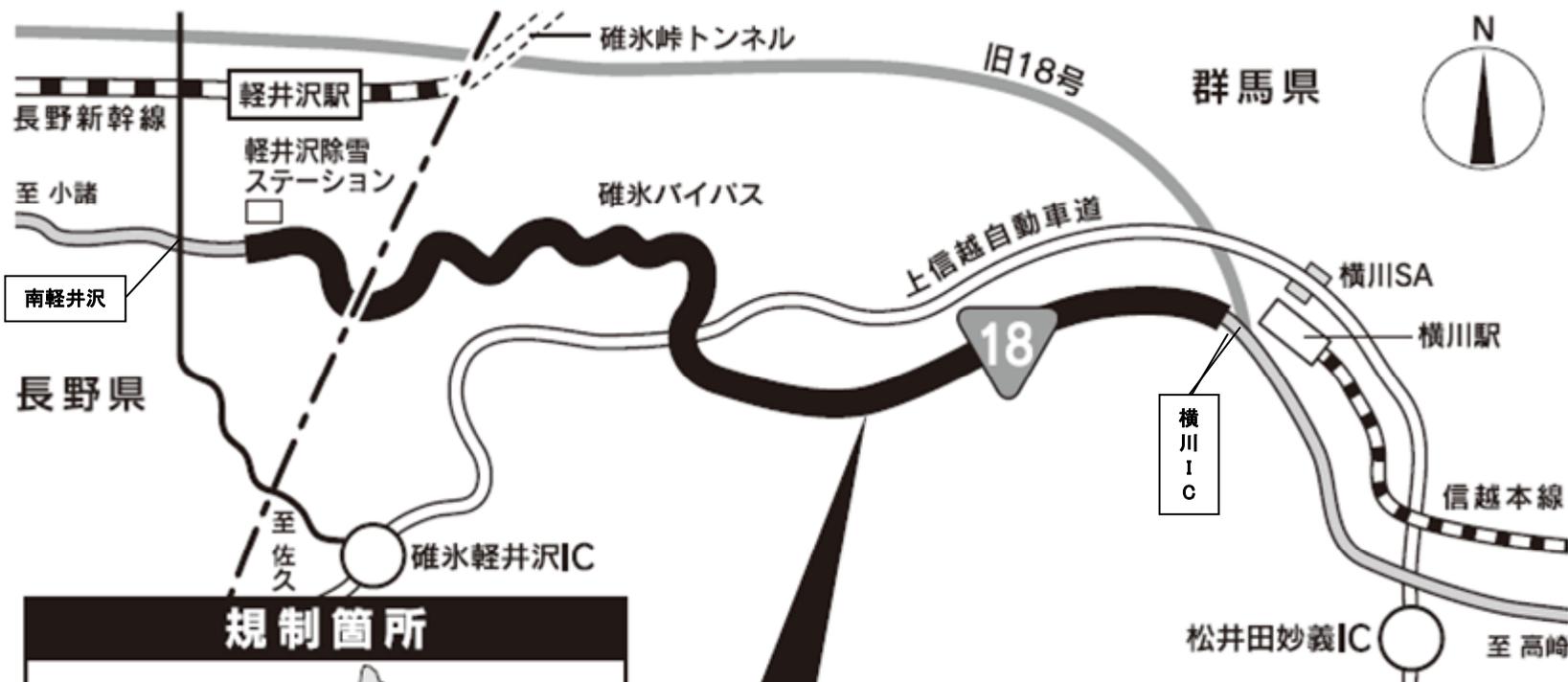
副 所 長 近藤 誠一郎（こんどう せいいちろう） 内線：204

建設専門官 森田 信介（もりた のぶすけ） 内線：511

高崎河川国道事務所ホームページ

高崎河川国道

規制箇所拡大図



国道18号 (碓氷バイパス)

＜通行規制区間/延長/規制基準値＞
 安中市松井田町横川～
 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢/15.6km/
 規制基準値: 150mm (連続雨量*1)

- *1 「連続雨量」とは、雨の降り始めからの降雨量の累計です。
- ※ 群馬県内の国道通行規制区間は、高崎河川国道事務所のホームページでご覧いただけます。

_____は、前回からの変更箇所

台風 18 号に伴う管内の状況

[道 路]

[体 制]

平成 25 年 9 月 16 日 (月)

3 時 46 分 風水害対策支部設置 (道路) 【注意体制】

規制要員参集

※事前通行規制区間 (国道 17 号猿ヶ京、国道 18 号横川) で基準雨量に達する恐れがあるため

8 時 20 分 国道 17 号猿ヶ京規制要員現地派遣

※事前通行規制区間 (国道 17 号猿ヶ京) で基準雨量に達する見込みのため

10 時 00 分 国道 18 号横川規制要員現地

※事前通行規制区間 (国道 18 号横川) で基準雨量に達する見込みのため

11 時 05 分 国道 17 号猿ヶ京規制開始

※事前通行規制区間 (国道 17 号猿ヶ京) で基準雨量に達したため

11 時 40 分 国道 18 号横川規制開始※事前通行規制区間 (国道 18 号横川) で基準雨量に達したため

[被災状況]

(No1)

場所：国道 17 号 沼田市岩本町

内容：倒木（幹径約 30cm、長さ約 6m）

状況：平成 25 年 9 月 16 日（月）

3 時 40 分 【全面通行止】

4 時 24 分 倒木撤去作業開始

4 時 33 分 倒木撤去完了【全面開放】

(No2)

場所：国道 17 号前橋渋川パ`イ`ス 北群馬郡吉岡町

内容：盛土法面土砂流出（土量約 1m³）

[河 川]

[体 制]

平成 25 年 9 月 16 日（月）

9 時 30 分 風水害対策支部設置（河川）【注意体制】

[被災状況]

なし